

# 目 次

第13回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表） .....	1
第13回大宜味村議会定例会会議録（12月13日） .....	3
第13回大宜味村議会定例会会議録（12月14日） .....	7
第13回大宜味村議会定例会会議録（12月15日） .....	11
第13回大宜味村議会定例会会議録（12月16日） .....	15
第13回大宜味村議会定例会会議録（12月17日） .....	33

第13回大宜味村議会定例会会議録  
(会期日程表)

開会 昭和57年12月13日

会期 5日間

閉会 昭和57年12月17日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
12月13日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第67号～議案第71号 提案説明
12月14日	火	本会議	午前10時	議案第67号～議案第71号 (検討)
12月15日	水	本会議	午前10時	議案第67号～議案第71号 (検討)
12月16日	木	本会議	午前10時	議案第67号～議案第72号 質疑 議案の訂正について
12月17日	金	本会議	午前10時	一般質問 閉 会



# 第13回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和57年12月13日

## 1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和57年12月13日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年12月13日 午後4時29分)

## 2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新 城 繁 正 君	厚 生 課 長	照 屋 林 克 君
教 育	長	宮 城 松 一 君	税 務 課 長	稲 福 吉 昭 君
総 務 課 長		崎 山 勝 正 君	建 設 課 長	古 我 知 清 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	稲 福 幸 三 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第67号 助役の選任について

日程第4 議案第68号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

日程第5 議案第69号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第6 議案第70号 昭和56年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第71号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和57年大宜味村議会第13回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、10番 崎山喜弘君、11番 山川正行君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時07分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から12月17日までの5日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時08分）

再 開（午前10時15分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第67号から日程第7 議案第71号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第67号、大宜味村助役に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定によって議会の同意を求める。住所は大宜味村宇田嘉里506番地、氏名は仲村順三、生年月日昭和4年2月10日生れでございます。理由といたしましては欠員補充をするためでございます。

議案第68号、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,595,724千円とする。（朗読して説明に代える。）

なお、細部につきましては担当課より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

議案第69号、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ544千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ412,464千円とする。(朗読して説明に代える。)

詳しいことにつきましては担当者から説明をいたさせます。

議案第70号、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。細部につきましては各課別に説明させる予定でございますのでご了承願いたいと思います。

議案第71号、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。細部につきましては担当者に説明いたさせますのでご了承願いたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時53分）

再 開（午後2時23分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

12番退場。

休憩いたします。

休 憩（午後2時23分）

再 開（午後4時28分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時29分）

# 第13回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和57年12月14日

## 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和57年12月14日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年12月14日 午後4時26分)

## 2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君                      書                      記 前 田                      孝 君

6. 議事日程（第2号）

日程第1 議案第67号 助役の選任について

日程第2 議案第68号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

日程第3 議案第69号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第4 議案第70号 昭和56年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第71号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第67号から日程第5 議案第71号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時25分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時26分）



# 第13回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和57年12月15日

## 1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和57年12月15日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年12月15日 午後3時55分)

## 2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君                      書                      記 前 田                      孝 君

6. 議事日程（第3号）

日程第1 議案第67号 助役の選任について

日程第2 議案第68号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

日程第3 議案第69号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第4 議案第70号 昭和56年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第71号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第67号から日程第5 議案第71号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後3時54分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後3時55分）



# 第13回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和57年12月16日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和57年12月16日 午前10時00分)

散 会 (昭和57年12月16日 午後6時52分)

## 2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	経済課長	仲村 順三 君
教育長	宮城 松一 君	建設課長	古我知 清 君
総務課長	崎山 勝正 君	教育委員会 総務課長	大山 岩昌 君
厚生課長	照屋 林克 君	農業委員会 事務局長	金城 利明 君
税務課長	稲福 吉昭 君	書記	島田 哲夫 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福 幸三 君	書記	前田 孝 君
------	---------	----	--------

6. 議事日程（第4号）

日程第1 議案第67号 助役の選任について

日程第2 議案第68号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

日程第3 議案第69号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第4 議案第70号 昭和56年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第71号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第6 議案第72号 大宜味村立喜如嘉公民館建築工事請負契約について

日程第7 議案第72号の提案理由の訂正について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第67号から日程第6 議案第72号までを一括議題といたします。  
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時45分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。  
7番入場。12番退場。

議案第72号について村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 議案第72号、本件については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますのでご提案申し上げます。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時46分）

再 開（午後1時06分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

12番入場。

これより議案第67号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第68号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 11番（山川正行君） 環境衛生費に40千円の火葬場焼夫委託料の追加がありますが、これは説明によると3月までと聞いていますが、この問題については沢山の人が断わったとい

うことも聞いているわけですが、次年度以降の見通しについてお伺いします。

○ **厚生課長（照屋林克君）** 説明の時にも申し上げましたように二転三転しまして、ようやく本年度についてだけということ委託契約を交わすことになっているわけですが、次年度についてはその方がやっていただけるのかまだ詰めておりません。

○ **11番（山川正行君）** 火葬場の問題は村民生活とかかわりが大きいわけです。いろんな人が断わった理由は何処にあるのですか。

○ **厚生課長（照屋林克君）** 委託料について本人からは聞いていませんが、途中で契約した方は体力的にやっていけないということでした。もうひとりについては1回やってみてどうしても自分の性格に合わないということで断わって来ています。それで他村の方ということでそのようになっています。

○ **11番（山川正行君）** これは村民生活に大きなかわりがありますのでどうしても焼夫の確保というのは必要であると思います。来年以降の契約につきましてはこの70千円で十分なのか。それとも増額していく考えがあるのか。

○ **村長（新城繁正君）** おっしゃるようにこの火葬場の問題は契約を結んでは解約するというのが実情でございます。従いまして委託料の問題につきましても十分検討しなければいかんということで話し合いを進めているわけですが、今回契約いたしました名嘉さんにつきましては担当者が直接役場に伺ってこれまでの実績や人柄について確かめた上で本人の承諾を得て契約を交わすことにいたしました。これは今年度についてお願いしておきまして、今後とも委託料の問題につきましても十分検討いたしまして、この業務にふさわしい委託料にしていきたいと考えているわけです。

○ **13番（松島重克君）** 使用料及び手数料についてお伺いします。

使用料、手数料の免除ということですが、予算の計上についてこれは支出に表わすことは出来ないのか。

○ **教育委員会総務課長（大山岩昌君）** 収入役と調整したわけですが、12月までの9か月分は徴収されておりますので、支出には赤字で出納簿を落して返還した領収証を証憑書類に折り込んでいくということで、支出には見せなくても別に差し支えないと、証拠書類を添付すればという説明もあったわけです。

○ **13番（松島重克君）** 予算の計上のし方或いは操作のし方ではそれでもいいかも知りませんが、これは実質的には補助金が流れて来たということでしょう。そうしますと今のような計上のし方ではこういう性質の補助金が流れているということが分からないんですね。収入して減額しておると、これが適正であって支出に表わすのは違法性であるという確信の下にこういう計上のし方をされているのかどうか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） おっしゃるとおりでございます。年度初めで調査しておけばそういう事態は起らなかったわけですが来年度からは分かりいい予算にしたいと思っています。今年度は反省いたしております。

○ 12番（前田貞四郎君） 農村総合整備費の農村公園調査委託料は江洲と津波と聞いておりますが、来年度出来る予定であるのか。

○ 建設課長（古我知 清君） 58年度に向けて執行計画を持っておりますのでその面調査だけのものです。

○ 12番（前田貞四郎君） 道路新設改良費の22節に125千円計上されていますが、これはみかんの補償と聞いていますがこのみかんは成木か。又、1本いくらですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 実がついておりますので成木になると思います。  
9,000円の14本分です。

○ 13番（松島重克君） 溜池等整備事業費の18節、これは振り替えられて計上されていますが、このテープレコーダーはいくらするものですか。

○ 経済課長（仲村順三君） この予算では63千円計上していますが、物品についてはどの程度のものを購入するかはやっておりますで、予算の範囲内で購入する計画です。

○ 13番（松島重克君） 給料からそのまま63千円が組み替えられているんです。カタログを見てどのくらいのものを購入するかということぐらいは考えなければいけませんよ。

これを他の人が見ますと給料で63千円不必要になったから何とか消化するためにつじつまを合わせるために18節に組んだとしか考えられないんですよ。

こういう予算の計上のし方は適切であるとお考えですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かにおっしゃるとおりでして、予算の計上に当ってこういうやり方は反省すべきと思っています。

○ 13番（松島重克君） 総括的な面からお伺いしますが、大分時間外手当が計上されていますが、これからのものだけではなさそうではありますが執行済みのものまで含まれている感じがしますがどうですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 既に予算をオーバーしておりまして、これから予想されるものも勘案して計上しています。

○ 13番（松島重克君） 経済課だけにかかわらず他にもこういうケースがあると思います。そうしますと予算の計上のし方、議会の議決ということからして矛盾があるのではないかと思います。村長はどうお考えになりますか。

○ 村長（新城繁正君） ご指摘のことにつきましてはかねがね反省をしますということで答弁しているわけですが、これまでの予算編成のし方にも問題がありまして長としても編成

に対するしっかりした考え方を確立出来なかったということに起因するわけでございます。本来からすれば道を外れたことになるわけですが、当初で確保すべき予算は今後は努めて予算確保に重点を置いて予算編成を行ないたいと考えているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第69号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第70号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 村長（新城繁正君） 質疑に入ります前に特別に発言の機会を与えていただきたいと思います。

中学校費の学校建設費の18節について、予算編成権者として十分注意を払わなかったということに起因いたしまして、不手際で不用額が大分出たということにつきましてこれは大変まずいことでありまして、これから長として十分各機関との調整を図りながらそういうことが2度とないように気をつけていきたいと思っておりますのでご了承いただきたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 発言を許します。

○ 13番（松島重克君） 道路新設改良費の17節、補足説明の時点でこの不用額は名義の書き替えが出来なかったということではありますが、これはこの工事から除外されているわけですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 工事にはかかっているわけです。用地の承諾は管理者から

取って施工しているわけです。

○ 13番（松島重克君） 管理者の承諾を得て施工したということですが、契約が出来ない、名義の書き替えが出来ないということになりますと管理者の権限はどの辺まであるのかという疑問が出るんですね。契約もされてなく名義の書き替えもされてないと、そうするとこの土地を所有する人達から異議が出た場合非常に困るのではないですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 工事についてはどうしても遂行しなければいけませんので、現在管理を委託されている人から工事施工承諾書という形で工事は進めているわけで、この4件については所有権者が亡くなっているわけですね。そしてその権利を受ける人々が調整がつかないという形のものが出ています。ですから我々としては誰に譲渡するというのをしてもらいたいということで進めているわけです。

○ 13番（松島重克君） いろんな事情があるということですが、法的には当局は違法な行為をしていると言わざるを得ないわけです。管理者は相続権を持っておりますか。多分管理者が村に何等かの形で工事をしてもいいということを仮に承諾したとしても、契約が出来ない、登記が出来ないということはその管理者に何等の権限もないということなんですよ。そうしますとこれ等の土地につきましては権利を持つ方が個人所有地を村は侵害しているという主張が出た時に困るのではないですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 管理者は相続権は持つてはいるわけなんですけど相続がされてないわけです。長男であるから当然相続権は長男にいくべきだということかも知れませんがしかし、現在の法律上はそういうことは出来ないわけで、結局は孫まで及ぶ場合が出て来ておりますので、施工する段階で土地は購入して契約を交わしてやるのが適法であるわけですが、本村内には相続登記、或いは移転登記がなされてないのが多いわけです。工事を進める段階で違法性をおびながら止むを得ずそういう形でやっている状態です。

○ 13番（松島重克君） やはり建設課長もおっしゃっておられるように最終的には法律によらなければ相続出来ないということになっておりますので、やはり正現の手続きを踏んでないと後で困る事態も出て来るんです。こういうケースはまずいと思います。事前に適切な処置をやらなければいかんと思いますけどどうですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 法的手続きをしないでつぶしていくということは大きな問題ではあります。極力そういうことを避けて事前に権利関係を調査しまして今後の事業の遂行に努めたいと思います。

○ 12番（前田貞四郎君） 商工振興費の1節は70千円全額不用額となっておりますが、前年度も全額不用額になっていきますし、一応費目存置にしておきまして委員会を開く時点で予備費からでも流用するのが適切でないかと思いますがどうですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かに前年度も全額不用額となっています。この件について監査委員の方とも検討してもらったんですが、実は年度内に何が出て来るか分からないというのが実情でございまして、今後は不用額の出ないように3月で補正減にするか、適切な方法を考えていきたいと思えます。

○ 10番（崎山喜弘君） 物品の中で通学バスが抜けていると思いますが何年度に購入していますか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 55年度から漏れています。毎年決算時には用地と校舎については出納室から回って来るわけですが10月6日の村長引き継ぎには入っております。

○ 10番（崎山喜弘君） これは要因となるのは備品台帳の不備ではないかと思うわけですが、今後そのようなものを整備する考えがありますかどうか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 今後注意します。委員会の台帳には記載されています。連絡が不十分でこういうふうになっておりまして、今後注意します。

○ 13番（松島重克君） 公債費について、一時借入金に対して5,175,311円と聞いているわけですが、これの内容についてどうなっておりますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 一時借入金の利子の内容だと解釈していますが、毎年12月頃になりますと予算はあっても現金はないということで市中銀行から縁故債という形で一時借入をしているわけです。本村は補助事業が主でして補助金が来ないと工事請負費の支払いが出来ないということで一時借入を毎年12月頃にやっています。

○ 13番（松島重克君） 貯金利子と基金積立金で3,760万円程ありますが、これ等のものと関連して一般の人が分かり易いようにもう少し説明していただいた方がいいと思えますので、もう少し説明していただけませんか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 一時借入金の生じる主なものは工事請負金の前払い金であります。それと12月は職員の期末手当の支払いと重なりまして支出が増えて来るわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時44分)

再 開 (午後 2 時58分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第71号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第72号の質疑に入ります。

12番退場。(午後 2 時59分)

発言を許します。

○ 13番 (松島重克君) 先程の説明によりますと工期はこの契約にうたわれているものとかかなりずれているようです。そして現在既に繰越明許を考えておられると、この辺に契約と説明にくい違いがあるわけですが どうお考えであるかお伺いしたいと思います。

○ 教育長 (宮城松一君) 水問題が解決出来れば早く工事が出来たんですがこれがもたついで企業局との関係で、予算がなかなか目処がつかなかった関係で前の補正予算でやっと予算の目処がついたわけです。結局、こういういい機会を逃すと困りますので、一応こういう状態ですがどうですかということをお話を企業局にお話申し上げましたら、これは繰越も出来るということをおっしゃったものですから私達は出来るだけ早くこれを完成させたいということで、業者にも一応工期は考慮するという事だけは申し上げています。

○ 13番 (松島重克君) 提出された資料と説明とにかなりの違いがあるわけです。そうしますと我々審議に当って困るわけです。補足説明でもおっしゃっていただきましたが58年3月31日までは不可能だと、5月末頃になるのではないかと、それから繰越明許も考えていると、そうしますとこの請負契約の内容とかなり違ったことになって来るわけです。これでは困るわけです。

説明と事業内容が合っていなければ審議の取り扱いに困りますので、この辺はどうお考えですか。

○ 教育長 (宮城松一君) 県にも工期の問題で聞いたわけですが、あくまでも契約は年度

内でなければいけないという指導を受けている関係で、完成については明繰りも出来るということの指導を受けていますので、あくまで57年度予算ですので年度内完成の契約をやっているわけです。

○ 13番（松島重克君） 今おっしゃったことからしますと議案に提案されているこの事業は説明と違ったものでもいいんだということになりますよ。これでいいんでしょうか。

○ 教育長（宮城松一君） 県の指導からしますと契約書はこれでいいとおっしゃっています。

○ 13番（松島重克君） では、この契約書どおり事業は執行出来ますか。

○ 教育長（宮城松一君） 先程申し上げましたとおり、これはとてもこの工期のとおりには完成しないと思います。

○ 13番（松島重克君） 我々はこういう事業内容と説明と違った話では苦慮せざるを得ないんです。それなりの措置を講じてもらわなければ困るわけです。私は非常に審議が難かしいと思うわけです。どうですか。

○ 教育長（宮城松一君） あくまでも契約はこれで進めていって、どうしても完成が出来ない見通しが来た時に明繰りの手続きをしたいと思います。

○ 13番（松島重克君） この工期では出来ないということをはっきりおっしゃっているんでしょう。だから明繰りまで考えていると、こうはっきり言っておられるから申し上げているんですよ。説明と契約内容とは違っているんです。このまま議決しなさいということでは提案に無理があるのではないかと思うんですがね。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時09分）

再 開（午後3時42分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 教育長（宮城松一君） 説明と契約事項が違うというご指摘ですが、確かにそういうふうになります。説明したような方法でも採らないというところの工事は完成しませんので、57年度予算でありますので基本的には3月31日ということになります。そしてどうせ残るはずですから私達は予想して明繰りをして完成させたいという考えであります。

○ 13番（松島重克君） それは執行部の事情だと思います。受けて立つ議会としては説明と違う案件をはいよろしいですでは通らないわけです。問題が提起されたらあれは議会が議決したものだというケースがあるものですからあえて申し上げているわけですがね。議決したからには責任を負わなければならないというのが議会の立場なんです。ところがこの契約書に表われているのは出来ないというのはもうはっきりお分かりなんです。であるならば

それに対応して措置を考えて提案されるのが私は妥当でないかと、事業についてのうんぬんは一言も申し上げてないつもりです。

我々議会が議決出来る議案の出し方をお願い出来ないかということをお伺いしているわけですがね。

○ 村長（新城繁正君） 契約に関する議案の様式は従来もこのようにして提案を申し上げているわけですし、先程教育長が申された国の補助を受ける申請書の添付とのかかわりもありまして、この議案に口頭でご説明申し上げたことを表わすということになりますれば契約書の内容と異ったことになりかねませんし、私といたしましては明らかにこの工期で完了出来ないということも明らかになっているわけですので、結局、予算と同時に契約変更についての議決をお願いするというに必然的になって来るわけです。そのようなことで私共の事情もご配慮いただきまして、議会の立場も十分承知しておりますので最終的には皆さんの判断をお願いするわけですが、何とかご配慮お願い出来ないかと考えているわけですが。

○ 13番（松島重克君） 入札に当って業者が指名されていますが、この様式には対象等級と等級を記入する欄が設けられているわけですが、出来ましたらここに記入をお願い出来ないかと思っておりますがどうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時52分）

再 開（午後3時57分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 教育長（宮城松一君） 村のものでは等級とか許可番号はないようです。

これは県のものをそのまま使っているものですからそのような様式になっています。

○ 13番（松島重克君） 指名するに当っては基準がおありだと思います。

我々素人が見ても対象等級というのがあってそれに見合った等級の業者を指名していくというのが通常の方だと思ってお伺いしたわけですが、これがないということであれば指名に当っての基準はどうなっていますか。

○ 教育長（宮城松一君） 指名願いが各業者からまいりますので、建設課の方で審査して指名願簿がありますので、その指名願簿に登載されてない業者は指名が出来ないようになっているようです。指名する場合には出来るだけ村内業者や村出身業者を優先して登載された名簿から指名している状態です。

○ 13番（松島重克君） 聞くところによりますと指名願いは相当数出ているようですね。しかし、従来村が工事を発注するに当りましてはこの程度の事業はこの程度の業者を指名するという何等かの基準があるはずなんです。そうしますと自らランク付けがされていると思

うんです。どうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時03分）

再 開（午後4時11分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 村としては指名願いが出ましたら県の基準があるようですが、それに基づいて整理したのが名簿だとそれには等級は付けてないようです。それで指名をする場合にはその名簿からどの程度の工事をしたか資産とか諸々の表がありますのでそれに基づきましてやるという手続きを採っているということです。

○ 13番（松島重克君） 県の場合には等級が付けられているようであります。本村もランク付けぐらいはして指名するというのは当然だと思います。それがされてないということでもあります。そうしますと入札に当って何が基準かということになるんですがね。一覧表があるということですがこの業者はこの範囲に属するということがある程度区分けされていると思いますが、全然されておりませんか。

○ 村長（新城繁正君） 区分けはされてないんです。一覧表の中で実績、資本とかいう項目があるわけですが。

○ 13番（松島重克君） 業者の受注の公平を期すためには事前にランク付けをして誤解のないように、工事が出てからこの業者この業者ということをやっておりますと、はたして公平なやり方であるのかどうか誤解が出るんですよ。又、業者間でもはっきりしていますのでですねこの業者はこの程度の工事には入札指名があるだろうと自ら分かるわけです。そういう意味で今回の入札に当っては当然公平を期しましたということだろうとは思いますが、こういう基準でやりましたと言えるような入札指名をやらないと誤解が生じる感じがしますね。我々自体も村外の業者がどの程度の業者であるのか分かりませんよ。例えばこの中に上位のランクの業者が居ると、こういう業者と村内の規模の小さい業者と競争しますと、これは当然どこにいくかということは分かるような気がするんです。

だから村独自の資料に基づくなら事前にランク付けをしておくということでなければ公平を期したと言ってもいろいろな考えが出るのではないかと思うんですがね。どこが基準かと言えばはっきり説明しにくいのではないですか。これとこれを基準にして指名しましたと答弁は私は当局としてやりにくいだろうと思いますね。そういうところから誤解が生じますし、村内業者育成ということもおっしゃっておられるんだが、じゃあ何故ランク付けがなければ全業者指名しなかったかという意見も出ないとも限らないですよ。

これは今後の参考材料にさせていただかなければいかんと思いますがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 私も前にそういうことを耳にしたことがあるんですが、指名業者を推薦する場合に現在のところは名簿を調整する建設課と発注をする課等との調整の上で決裁に回しているわけです。先程の質疑のとおりでございますが、私共も業者の力というものについて十分分かりませんし、資料に基づいてしか分かりませんので、そういう公正を保つという意味で審査会を設置すべきではないかという考え方もございます。又、必要であるということも感じていますので今後誤解を招かないように、公正を欠かないように十分検討してまいりたいと思います。

○ 13番（松島重克君） 動議を提出いたします。72号議案の質疑は終結されないで中止されるよう動議を提出いたします。

○ 11番（山川正行君） 只今の動議に賛成します。

○ 議長（玉城一昌君） 只今、松島重克君から質疑中止の動議が提出され所定の賛成者がございますので、本動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに採決いたします。

おはかりいたします。

本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号の質疑中止の動議は可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時24分）

再 開（午後4時49分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日の日程全部議了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程全部議了するまで会議時間を延長することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時50分）

再 開（午後6時41分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

只今、村長から提出した議案第72号の提案理由の訂正について申し入れがあります。

この際、議案第72号 提案理由の訂正についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号 提案理由の訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。日程第7 議案第72号 提案理由訂正の件を議題といたします。

村長から訂正の理由の説明を求めます。

○ 村長(新城繁正君) 本件につきましてはいろいろご審議をお願いしたわけですし、それでも私共の提案理由の不十分であったということで、訂正いたしまして改めてご審議をお願いすることになったわけです。

○ 議長(玉城一昌君) おはかりいたします。

只今議題となっております訂正の件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、訂正の件は承認されました。

村長から訂正か所の説明を求めます。

○ 村長(新城繁正君) 訂正か所は提案理由の3行目からでございますが、なお、当該工事完了期日が昭和58年3月31日になっているが、誠意をもって工事の遂行に当たっても諸般の事情で工事が完了しないと見込まれる場合は所定の手続きを採り工事の完了に努めますということが訂正の内容です。

○ 議長(玉城一昌君) 議案第72号の質疑を継続いたします。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩 (午後6時46分)

再 開 (午後6時47分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

12番入場。

これより議案第67号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号 助役の選任について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第68号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第69号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号 昭和57年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第70号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号 昭和56年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第71号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第72号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号 大宜味村立喜如嘉公民館建築工事請負契約について採決いたします。

12番退場。(午後6時50分)

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後6時51分)

再 開 (午後6時52分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

12番入場。

本日はこれをもって散会いたします。  
ご苦労さんでした。

散 会 (午後6時52分)



# 第13回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和57年12月17日

## 1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和57年12月17日 午前10時00分)

閉 会 (昭和57年12月17日 午後5時17分)

## 2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新	城	繁	正	君	税	務	課	長	稲	福	吉	昭	君		
教	育	長	宮	城	松	一	君	経	済	課	長	仲	村	順	三	君	
総	務	課	長	崎	山	勝	正	君	建	設	課	長	古	我	知	清	君
厚	生	課	長	照	屋	林	克	君									

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事	務	局	長	稲	福	幸	三	君	書	記	前	田	孝	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

6. 議事日程（第5号）

日程第1 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時02分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。  
日程第1 これより一般質問を行ないます。  
通告順により発言を許します。

◇中央幼稚園について

- 13番（松島重克君） 58年度中央幼稚園開設について、それからこの問題に対する委員会の方針について、先ずこのふたつからお伺いします。

- 教育長（宮城松一君） この件につきまして3月議会と6月議会で同じような質問が出ています。それから7月に議会からの意見書も届いておりまして、委員会としましては意見書を受けましてその後も審議をしたわけですが、結局は委員会の構想が間違っていたということに結論はなっています。

そういう点から情勢の変化とか審議の段階で中央幼稚園の構想については、大変議会に迷惑をかけているということでお詫びを申し上げなければならぬということに決し、そして所定の手続きを経て55年12月議会において議決されました中央幼稚園の構想を差し替えの手続きをお願いしていきたいということになっておりまして、58年度開設予定というのは見送りたいと思います。

- 13番（松島重克君） 今おっしゃったこの問題について委員会でも検討されているようですが、この問題に関する委員会の議事録をお示いただけますか。

- 教育長（宮城松一君） これはもう1回最後の審議をして、そして村長と調整したいということで、早く最後の議案として出したいということで、その他の事項で度々話はしています。議案にはまだ出てないわけです。

- 13番（松島重克君） じゃあ、先程おっしゃった委員会でいろいろ検討したということはどういうことですか。

- 教育長（宮城松一君） 検討したというのは議会が終って後の報告の時点で意見書を受けて後のこれについての話し合いを持っています。その時点で委員会の意向としては今申し上げたとおりの方向に向いて、そして今月の議会が始まる前に最後の議案に上げて審議する

つもりでありましたが、これが忙がしくて出来なかったのでこの後すぐ議案に上げて審議したいと思います。

○ 13番（松島重克君） 教育長はこの問題について見直しをしたいと言うことをはっきりおっしゃっておられるでしょう。おっしゃっておられるからには委員会の方針に則ってそういうことを言うておられるはずで。個人の見解ではないはずで。であるならば委員会でこの問題をいろいろ検討なされているはずですからこの問題に関する議事録をお示し願いたいと申し上げているんですよ。

○ 教育長（宮城松一君） 正式な議題として上げるのは次の委員会でやりたいと思います。議会であった事項の報告をやっている間にこういう方向に向いているということなんです。

○ 13番（松島重克君） 私がお伺いしているのは委員会の方針についてということをお伺いしているんでしょう。この問題については見直しをしますということをおっしゃっている。おっしゃっておられるからには委員会の方針がそうであるからおっしゃっておられる。そうであるならば当然委員会でそれなりの検討がなされている。又議会の実情を報告されているのであるならば当然報告したことも議事録に載っているでしょう。これをお示し願いたいと、何か差し障りがあるんですか。

○ 教育長（宮城松一君） 差し障りというものはございませんが、これが記録に残っているかどうか疑問だということです。

○ 13番（松島重克君） これはおかしいですよ。委員会が既にこの問題に関して見直しをしようということを議会で発言なされるからには委員会のそれなりの検討がなされておられるでしょう。当然委員会の議事録には載っていると思って聞いているんですよ。委員会がどういう経緯を経てこういう結論に到達したか。これをいちいち聞いておれば時間もかかりますし議事録をお示し願いたいと、これは無理ですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時10分）

再 開（午前10時15分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 教育長（宮城松一君） 先に委員会の方針と申し上げましたが、これは委員会で決定されておりませんので取り消したいと思います。7月6日の幼稚園問題に関する意見書を受けて7月15日にこの意見書についての議会報告だけに終わっているようであります。それで議題にはまだ上っていませんが報告事項の中で話し合ったことが先程言いましたように、委員会としての決定ではありませんがそういう方向に向いているということで、私の発言が委員会の決定みたいに説明して申し訳ないと思っています。次の委員会で正式に議題に上げてど

うするか決定したいと思います。

○ 13番（松島重克君） それでは議会からこういう意見書が出ているということでそれを報告しているということですが、それについて委員会としては検討なさっていないということですか。

○ 教育長（宮城松一君） この議事録を見ますと6月議会の意見書についてというだけがあって、話し合いをやった事項が出てないわけですね。それについて協議事項を議会に出さなければいカンのかということがあったわけですが、これは出さなくてもいいということがあったものですから議事録には載ってないと思います。

○ 13番（松島重克君） 不可解なんですがね。委員会の会議の持ち方というものが分からないんですがね。委員会を招集されたなら日程を組まれてその中の議題を逐一委員会で検討なされるのではないかと思うんですがね。そして結論を出すと、全く議会と同じような会議の運び方でないかと思うんですがね。やはり議会からこういうような意見書が出たと、これに委員会はどのような対応を示すかということは当然委員会がやっておられるだろうと思ってお聞きしているんですよ。この問題に関して議事録はないと、全然ないわけですか。時間の関係上この議事録につきましては議長の許可を得まして議会事務局の方で写を頂戴いたしたいと思います。議長お願い出来ますか。委員会はそれでよろしいですか。

○ 教育長（宮城松一君） 意見書を受けて後のこの問題については議事録みたいなものはないようであります。ただ、協議事項にだけとどまって、その前の議事録には幼稚園についての方針はどうしようというようなものはあるようです。それも添えて提出します。

○ 13番（松島重克君） それに関係した議事録はないということは委員会では中央幼稚園問題に関しては正式議題として取り上げられたことがないということなんです。

それについて教育長はこれは見直しますということをおっしゃっている。これは重要なことなんです。そう簡単に取り消します見直しますとおっしゃつていただくと議会としても戸惑って、どれが委員会の方針かさっぱり分からないということになります。

改めてお伺いいたします。中央幼稚園設置について委員会の方針はどうなっていますか。

○ 教育長（宮城松一君） 正式な議題として取り上げられてないんですが、議事録には載ってないんですが先程申し上げた方向に向いているということなんです。

○ 13番（松島重克君） 今おっしゃったことは委員会の方針でも何でもないわけですね。私的に話し合われたことをおっしゃつておられるのであって、委員会の方針を問う私の答弁にはならないわけですねこれは。であるならば現在委員会の方針は未定であると言わざるを得ないわけです。

ところで委員会は過去において議会で中央幼稚園の設置を表明されております。これに基

づいて過疎地域振興計画書の中にもうたっておられるんですね。

委員会の推定では幼稚園の園児がほぼ24名ぐらいになるだろうと推定されている。そしてその幼稚園対策としては幼稚園の充実を図るため村内1幼稚園構想を推進し、関係者のコンセンサスを得て実現に努めると、整備計画においては事業名幼稚園、事業内容大宜味村幼稚園建設、建物は鉄筋コンクリート、事業主体は村、こういう立派な過疎計画を作っておられるんです。これが現在の委員会の方針なんですよ。そうではないですか。

○ 教育長（宮城松一君） この計画は生きておりますので、その方針であります。しかし、諸般の事情でもう1回審議して、しっかりした方針を決めて議会に報告したいと思います。

○ 13番（松島重克君） 現在の委員会の方針は先程申し上げたのが委員会の方針であるわけです。先程からおっしゃっているのは私的な見解であるとしか受け取れないわけです。ところで、こういう委員会の方針を議会は受け止めて大宜味学区津波学区に中央幼稚園が設置される58年度までに暫定的な措置として2園を造りなさいということを進言したわけです。それに基づいて委員会は造られたわけですね。ところが現在見直そうという私的な発言をなされている。議会としてはこういうことがあっては非常に困るんですね。議会の意思決定をする段階における判断を大きな誤りを生じさせているわけです。大変なことなんです。前村長との間でこの問題について調整なされておりますね。その時点でどのような調整をなされたか。

○ 教育長（宮城松一君） 議会からも要請がありましたし、それから各校区からも陳情などがありまして、村長にもあっちこちから要請があった関係で、これを受けて私達の申し出をそのまま許可したのではないかと理解しています。

○ 13番（松島重克君） その時の調整についてある議員が前村長に直接伺っているわけです。それによりますと、やはり前村長も議会の意見書に基づいて58年度中央幼稚園設置までのつなぎとして、暫定的な措置として2園を造ると、こういう調整が委員会となされて予算を計上したと、そのとおりではありませんか。

○ 教育長（宮城松一君） これはつなぎということであったと思いますが、やっぱりつなぎということが非常にまずいことをしたのではないかと反省しているわけです。

○ 13番（松島重克君） その時点ではやはり議会の意見書に基づいて58年度までの暫定措置として2園を造るということであったということは明確であったわけですね。ところが実際の問題として委員会はそういう議会の意見書に基づいて、或いは長との調整に基づいての暫定的に2園を設置するという方針で2園を設置されておるといふ点はどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） そういうつもりでありましたが、やっぱり造ってみると委員会の方針というのは非常にまずい軽率なことをしたんだということを反省しているわけです。

○ 13番（松島重克君） 意見書が出る前後に暫定的に2園を造るに当っては暫定的であるということを経元にも十分理解してもらい、職員採用に当っても十分考慮されなければいかんということを経元のために申し上げたと思います。これは了解したというような答弁を教育長なされているんですよ。お分かりですか。

○ 教育長（宮城松一君） そのようなことについて私の答弁が非常に軽率であったと反省しております。

○ 13番（松島重克君） そういう諸般の情勢から判断いたしまして、現在の委員会の方針はあくまで58年度に中央幼稚園を設置する方針であるということは明白であるわけです。又、議会で委員会の方針はどうなっておりますかということに対しましては、現在の委員会の方針は58年度に中央幼稚園を設置するという方針になっておりますというように答弁していただかなければいかんわけです。見直しますとか検討中でありますとかは言えないんです。なぜならば過疎地域振興計画書に立派にうたわれているわけです。これを見直しをするならばその手続を経たからでないという方針が変わりましたということは申し上げてはいかんと思いますよ。この辺は十分ご理解をいただかなければいかんと思いますよ。ご存知のように過疎地域振興計画は議会の議決を経ているんです。又、県の過疎地域振興方針に基づく、基づいて作られているんですよ。簡単にこれを動かすわけにいかないんですよ。それだけの手続を踏まないで委員会の方針を変えるわけにいかないんですよ。もし、教育長が私的におっしゃっておられる見直しますということが真実委員会の方針であるならば、これは大きな議会に対する問題が提起されるんですよ。議会の判断を誤らせた大きな原因になるんですよ。5-6名の幼稚園を2つ今後継続して設置するという事は財政問題に影響が出るんです。

これは十分お考えになった上で答弁していただかないと困ると思います。いろんな情勢から判断されて中央幼稚園設置ということは現在の時点ではやらなければいけない状況になっている。これは2つの幼稚園を造ったために中央幼稚園の設置が非常に難しい状況になっているかも知れませんが、これは委員会として最大限に努力されて障害を取り除かなければいかんと思います。現在のこの計画書がある時点では、こういう状況でありますので委員会としては真剣にこの問題に取り組んで打開策を講じてもらわなければいかんと思います。こういう点について教育長の見解をもう1度お伺いしておきたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君） 質問に対して私見が入りまじっていることに対してお詫び申し上げます。この件についてももう1回議題に上げて審議をして対処していきたいと思っております。

#### ◇学童保育について

○ 11番（山川正行君） 学童保育については全国的に問題になっていますが、共働きの多

い沖縄でも留守家庭児童の問題が問題視されています。放課後の事故が増えつつあるということとこの時期に非行の芽が育つとも言われております。このような面からこの問題が提起されたことだと思っています。保育問題は委員会には直接関係はございませんが、幼稚園とのかかわりもございまして委員会の考えをお伺いします。

○ 教育長（宮城松一君） 最近、学童保育の問題は都市地区あたりでは緊急な問題だということで論議をされておりますが、小学校、幼稚園についてはあっちこっち対策が講じられているようでありますが、村内でも必要であるかどうかについて討查してみたいと思います。

○ 11番（山川正行君） 調査するということはその必要性についてはお認めになりますか。

○ 教育長（宮城松一君） これは必要であろうと思います。

○ 11番（山川正行君） 是非早い時期に検討なされて、必要ならば実施の方向で検討していただきたいと思うわけですがいかがですか。

○ 教育長（宮城松一君） 調査をして現状を把握して必要かどうか委員会に諮って結論を出したいと考えます。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時54分）

再 開（午前11時12分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇津波ガジナ集落の浸水について

○ 2番（金城隆好君） 大雨や台風時には床上浸水の被害に遭っていますが、そこには9軒の民家があり4軒の戸主が身体障害者であります。生活環境の破壊や人身被害も予想され常々心配しておるところでございます。又、村長は所信表明で村民福祉を表明されておられますがそういう人々が日常安心して生活が出来るよう早急に対策を講じる事が住民福祉の原点だと思うが、村長の考えをお聞きしたい。

○ 村長（新城繁正君） この件につきましては数年前から度々議会でも提起されまして、その打開策を見い出せないままに現在まで至っているわけですし、ガジナ地区は一部を除きまして満潮時になりますと一寸した高低しかないというような立地条件であろうかと思っています。従いまして特に満潮時に雨が降りますと水かさが増して浸水するということになっていると思います。現地にも行きましてその実状も十分把握しているわけですが、それを抜本的に解決するための話し合いはしているわけです。村としましてはガジナ地区にモデル事業で圃場整備を計画しているわけですが、地主の承諾が得られないということでなかなか事業の着工が出来ないというのが実情でございます。その事業が着工の運びになりますればその際に河川を十分整備していきたいと考えているわけですがなかなかその事業が運ば

ないということで打開策が見い出せないということです。

○ 2番(金城隆好君) この河川について県の河川課と話し合いを持たれたことがありますか。

○ 建設課長(古我知 清君) 浸水被害があるということは報告しています。河川のはんらんというよりも高潮によるのが原因だと思いますが、そういう河川が北部で沢山あるわけです。国道とも話し合って道路改良と併行して高潮の浸水に対する対策は取れないものかということで、国道事務所の工務課長と話してはいますが、改良時点で併行出来る工法があれば考えましようということにはなっています。

○ 2番(金城隆好君) 村当局はこの件について前向きに検討するというふうに考えていいですか。

○ 村長(新城繁正君) 私共としましては現状を把握しておりますので、国道、県、村、地域と十分協議をして解決策を見い出していくということをこれから進めていきたい。

◇元津波巡査駐在所について

○ 7番(宮里盛順君) 去る3月議会で県から負担付きで受け入れている元津波駐在所は、村の所有となって管理者である村は現在の建物を見たことがありますか。

○ 村長(新城繁正君) 現況は見ております。

○ 7番(宮里盛順君) 現況は荒れ放題で生活環境や不良化の面からも問題だと思うんですが、今後の運営についてどう考えているか。

○ 村長(新城繁正君) その建物は津波の部落は多少負担してもいいから修理して老人クラブの寄り合いの場にしたいということでした。区長と老人クラブの代表の方が役場に来られて文書でやるのかどうかということがありまして、村長からどうぞお使いになって下さいと申し上げているわけですが、その後は部落から相談はないわけです。村にその後協議もありません。部落にも使うのかどうか確かめた上で何等かの処置を講じないといけないと考えているわけです。

○ 7番(宮里盛順君) 部落としては使用して下さいということはあったようですが、しかし、それは改造しなければならんということで、修理をしても村がこれは私達が必要であれば戻しなさいと言われたのでは投資も出来かねるという考えを持っております。そこで行政の手続きとしてはっきりした線が出ないと地域の方々も出来かねると考えていますが、村としてどう考えていますか。

○ 村長(新城繁正君) 私共としてはこれを活用していただきたいわけです。村としては村に返せということは全く考えていません。早い機会に活用をうながしたいと思っています。

○ 7番(宮里盛順君) 村長は戻すということは考えてないということですが、村長は何

時までもひとりでやるわけではありませんし、行政手続きが必要だと思います。名護市は文書で手続きをやっていると聞いています。そういう面の前処をさせていただきたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 口頭では申し上げたと言いましたが、所定の手続きを完了した上でこの建物は部落に使用させますという形で文書でもって処理をしていきたいと考えています。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時39分）

再 開（午前11時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇シークワサーみかんについて

○ 5番（宮城長雄君） シークワサーは本村の特産物としてきび、パインに並ぶ換金作物として順調に伸びて来ましたが、今年は400トンの処理しかされず未処理が300トン以上もあると予想され、農家にとっては深刻な問題であります。残る300トンの処理は村長はどう対処していくお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） これも農家にとりまして大きな問題でございまして、村といたしましてもその集出荷、配分については農協にお願いしているわけですし農協を通じまして情報を収集しているわけですが、現在のところ400トン未満の処理しか出来てないと、しかし、生産量は上回ってあと300トン余も残っているというような見通しであるということです。工場側といたしましては配分された分については既に消化したと、それ以上は在庫もかかえながら大変困るということではあると申しているようでございます。そうしますと残った300トン余はどうするのかということになりまして、何とか打開策はないかと先般農協長も含めて経済課長も同行して工場側に事情を説明して何とか消化してもらいたいということで要請を続けているわけです。ところが工場側に見ますと在庫をかかえその上にまたかかえると経営がだめだということで、経済連を窓口にして何とか取ってもらいたいということでお願いをしまして、現在は経済連でいくらかは出荷しているようですが、これだけでは300トンはいくらもございません。それで農協といたしましては青果として出した方がいいだろうということで500キロ程度出しているようです。これからも村として出来るだけの協力はしていきたいと考えております。

○ 5番（宮城長雄君） 努力は認めますが、本村では毎年増産が伸びるのではないかと申すわけですね。村として将来の施策がありましたらお聞かせ願います。

○ 村長（新城繁正君） 前村長がこれにつきましては力を入れまして普及に貢献しているわけです。又、本村の特産品であるということも思いますし、対外的にもそのように評価さ

れております。今年の事態に至った原因の中に事前調査の段階での見込み違いで、当時は360トン台であったと、それで農協としてはもっとありそうだとということで農協は459トンを見込んで工場側と配分をしたわけです。当初の配分は消化しているわけです。工場としては配分量だけでも負担だったということです。これからは生産量を農家の協力を得まして安定的に供給出来るように確保するよう考えて、農協ともそのように話し合っているところです。

○ 5番（宮城長雄君） 今後増産されるのは確実だと思う。来年に向けての施策がなされていますか。

○ 村長（新城繁正君） 出荷が終った時点で連絡協議会を持ちまして話し合いをしまして次年度に向けての準備にかからんといかんと思います。

○ 5番（宮城長雄君） 将来に向けて奨励していくお考えはありませんか。

○ 村長（新城繁正君） 新聞報道等でご承知のように本土出荷も出来るようになりましたし、これまで以上に流通は拡大されると考えていいと思います。それで青切りも可能だということです。そういう試みも年々積み重ねながら本土市場の開拓も必要だと思います。

私としては実績を見ながら将来どのような形で販路拡大されていくのかを農協や経済連と十分調整して、その上でなお奨励すべきものであれば勿論奨励しなければいけないし、調整する必要があるれば調整していかなければいけないと考えています。

○ 5番（宮城長雄君） 村は今年度の生産量を掌握してなかったか。

○ 経済課長（仲村順三君） 村自体としては掌握しておりません。これはあくまでも農協に任せているわけです。

○ 5番（宮城長雄君） 村は将来生産量を掌握していくべきだと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 村、農協、農業委員会、普及所で農業振興に関して協議会を発足しているわけですが、私共としてはそういう機関を大いに活用いたしまして、今のところ農協に集出荷や配分は願っているわけです。

あくまでも農協の業務としてこれは位置付けていきたいと考えています。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時59分）

再 開（午後1時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

#### ◇村営水道について

○ 13番（松島重克君） 関係部落におきましてはいろいろの憶測があるようであります。そういうことでもありますので確認という意味も含めてもう一度お伺いしておきたいと思いません。

水道料金につきましては給水開始の時点までは条例の改正はないのか。各戸の引き込み費用についてはおおよそどの程度になるのか。現在の計画では村内2ブロックの計画のようですが、そうしますとそれぞれのブロックで給水が開始された時点では水道料金が統一されるのであるのかどうか。3点についてお伺いします。

○ **村長（新城繁正君）** 関心事であると思っています。給水条例は給水する前に改正する考えはございません。各戸の引き込み費用につきましては担当課長より説明させます。

それから水道料金は村一円の給水条例にしたいと思っておりますし、統一されるというように考えております。

○ **建設課長（古我知 清君）** 給水管からの引き込みからが家庭負担となっておりますが、しかし、今回は新設なものですからメーターまでは村負担でやると、メーターからは各家庭において違いますので、改造しなければいかに家庭はいくらか費用がかかるでしょう。直結出来るものはそのままやる考えです。

○ **13番（松島重克君）** 古い家あたりでは細いものを使っている。ああいうものは全面的に取り替えしなければいかにのではないかと思うわけです。そこでこれぐらいならどれだけの費用がかかるんだという判断の基準になるようなお話でもお聞き出来ればと思っているわけですが。

○ **建設課長（古我知 清君）** 個人差は距離などであるとは思いますが、パイプそのものではそう高くはならないと思うんです。

我々の推定ではどんなにかかっても4-5万ではないかと思っているわけですが、距離などにおいては差が出て来るものだと思います。

○ **13番（松島重克君）** 条例からしますと9条あたりに工事費については概算がされて竣工時に精算をするという形になっていますが、出来るだけ早い時期に概算でも出来ないかと思うわけですが、そういう方法が講じられないものでしょうか。

○ **建設課長（古我知 清君）** 津波地区は今年度で給水開始までの工事を進めるわけで現在津波では調査を進めている段階です。そして概算が出て来ますと今度は塩屋のものがおおよそ出て来ますので、その時点ではっきりするだろうと思います。

○ **13番（松島重克君）** 最後にお伺いしたいわけですが、私自身は分かっているわけですが関係地元ではいろいろ憶測があるようであります。現施設からの雑用水の使用ということが1番地元では関心事になっているようであります。

現在までのお話では村営水道が給水された時点では屋敷内にある現在の施設は切断するというのを何回か承っておりますので念を押すのは失礼かと思いますが、地元でそういう憶測が流れているものですから一応確認の意味も含めてもう1度お伺いします。

○ 建設課長（古我知 清君） 雑用水として使わせてくれということは要求として出ています。どうしてもそういう施設も利用したいということになりますれば村としては水道法に触れないような行政指導という立場からしかやっていけないのではないかと考えています。

津波地区では二重負担になるので現施設は利用しない方針のようであります。

○ 13番（松島重克君） 従来議会で答弁されておるのは、給水が開始されて村営水道に加入する場合には現在の施設からの給水管は屋敷の手前で切断するというをおっしゃっていることには変わりはないかということをお尋ねしているんですがね。

○ 建設課長（古我知 清君） ご質問のとおりでございます。

○ 13番（松島重克君） これは私も何回もお聞きしてそれに変わりはないと理解しているわけですが、地元ではそうではないんだという声もあるんですね。過日、関係部落の区長達が議会に来て水道問題についてお話し合いをした時点では、屋敷内において雑用水として使用出来るんだというお話が出ているんですが、決してそうではないんだと、議会で度々課長からの村長を前にしての答弁だから間違いないということをおし上げたんですが、係職員に区長達がお会いになり屋内に引かなければ屋敷内に雑用水として使用出来るんだというお話だったようですね。それなら安心だということで区長達は帰られたわけですが、そういうことで地元でそういう話が流れたのではないかと思うわけです。そうしますと受け取る方としてはどちらが信頼出来る話かということでこういう憶測が出るというのは当然だと思います。この点については課長としてはどうお考えですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 私は部落での説明では全てそういう問題について屋内に引くというのは非常に危険であるという説明をして、現在ある家庭内の施設に直結しますということで現在の施設とそこでどうしても切り離さなければいかんということです。職員がどう答弁したか分かりませんが私の方針としてはそのように考えていきたい。

それから前村長もそういうことでやるということでしたので、部落ではそのように説明してあるわけですが、何か雑用水に使えるという考えもあるようですがこれは間違いであるということです。

○ 13番（松島重克君） 屋敷の手前で切断するものでありますから屋敷内におきましては屋内屋外を問わず雑用水として使用出来ないということは当然の考えですね。ところが屋内に引き込むのは出来ないが屋外であれば雑用水として現在のものも使えるんだという認識が大分あるわけです。どうもそういう認識が何処から出ているかということになりますと、やはり区長達がおっしゃっている係がそう言っていたということが地元でそういう憶測が流れる要因ではないかと思うんですが、担当課長と係とに見解の相違がある。我々は議会で課長から得た説明が信頼出来ると思っているんですが、長も変わりましたので確認の意味で改め

て村長の考え方をお聞きしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 課長からもございましたように、又、前村長からも明言をされておりますように事情が変わっておりませんので、私としても議会における答弁を守っていくということでございます。

○ 13番（松島重克君） 間違ったことが流れるというところに要因があるようであります。その要因をなくするような善処方を考えていただけないかと思うわけですがどうですか。

○ 建設課長（古我知 清君） この件については十分係職員に注意をうながしたいと思えます。

#### ◇定住促進事業について

○ 4番（知念亀次郎君） 定住促進事業について去る定例議会において10項目の計画が発表されましたが、その後事業計画に変更があるのかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） その後実施計画の策定、県との調整の段階で一部変更があります。圃場整備事業をやる計画でありましたが、これを積算してみますと9千万円ぐらいかかる。それでは2億5千万円の中で約40%ぐらいこの事業にかかるということになりまして、この圃場整備事業は今後の何かの事業で実施しようということになりましてこれを計画から外しています。

その代わりに農道整備事業約700メートルを計画の中に追加しています。項目においては10件変わりはありません。

○ 4番（知念亀次郎君） この農道整備事業の場所は何処ですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 大宜味部落自体で去年みかん園まで仮に道路を造っていますが、それを本工事しようということです。

○ 4番（知念亀次郎君） この事業は各区に配分されていたわけですが、塩屋は半崎の圃場整備ということでしたが、塩屋区民は事業計画はあったのにそれから外すということは塩屋から反発があると思うんですが、その圃場整備が出来なければ塩屋の方で他の事業をやる考えはないかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） こういう事業の計画というのは地域的にも勘案するんですが、先ずその事業にのせられるのは村全体でどういうものがあるかを見るわけです。緊急性、効率性を検討しまして地域が対応出来る状態なども検討されるので、あらゆる面から検討して計画の変更をしたわけです。

○ 4番（知念亀次郎君） では半崎の圃場整備は他の事業で出来るのか。その計画があるのか。

○ 経済課長（仲村順三君） これから予想される事業というのは第3次構です。すぐ対

応出来るような圃場整備のか所があれば県と進めていけばのせられることが出来ますが、他の事業と言っても、例えば土地改良法に基づく圃場整備となれば10町歩以上という基準があります。それ以下になりますと定住とか構造改善事業とかになるんですが、問題は受益面積の小さいわりに事業費のかかるものや受益者負担が可能かどうかということにもなるわけです。そういうことも勘案しましてより補助率の高いものにのせるということになれば今すぐこの事業にということになれば検討がやり難いわけですが、地主との問題や対応費の問題で今後詰めていって、すぐ対応出来るとなれば或いは三次構でも可能でないかと思っています。

○ 4番（知念亀次郎君） 定住促進事業において水産業に対する事業はひとつも出てないんですけど、その点についてお聞きします。

○ 経済課長（仲村順三君） これは地域農政特別対策事業の中で各部落から上って来たものの中からピックアップしてこの事業にのせたと去った議会で申し上げましたが、その中で水産関係は謝名城の舟揚場だけが入って他は入ってないんです。そういうことでこの定住事業の中には水産関係を入れてないんですが、今後水産関係の事業をやりたいと漁業関係者からの声が出て来ればその他の水産関係の事業に極力補助事業を導入するために努力をしていきたいと考えています。

#### ◇簡易水道の整備について

○ 12番（前田貞四郎君） 津波地区簡易水道が当初より1年早く58年度から給水開始されますが、次は当然喜如嘉、大宜味校区が実施されるものと思いますが、何年頃から両校区の水道事業は着手する考えであるのか。又、最近水源地確保のため田嘉里と交渉したことがありますか。あればその経過についてお聞かせ願います。

○ 村長（新城繁正君） 村の計画といたしましては58年度で認可申請をしまして59年度からということになると思います当面認可を取り付けるというのが差し当りの問題ということになります。

私が長になってから水源地問題の話し合いはやっておりませんが、4月11日に村長名で田嘉里区長に文書で申請書を出しています。それにつきましては4月30日付けで田嘉里区長から村長あてにこれでは十分検討出来ない、だから計画明細、運営計画の内容、給水後の農業用水等の確保が不明確であると、そういうことで当局の計画説明を要請しますということで、それで村といたしましてはこれに対して5月17日付けで説明書提供についてという回答を出しているわけです。そしてその中に直接役場からの説明が必要であれば日時を調整の上説明申し上げる所存でありますのでよろしくお取計らい願いますと文書で回答しているわけです。私が長になってからそれを確認しておりません。ですからそれを区の方でどのように処理されているか確かめてみたいと思うわけです。

○ 12番（前田貞四郎君） 早急にその結果を確認してもらいたいですし、田嘉里だけではなくして両校区の水道に対するコンセンサスも必要だと思いますが、何時頃から始める予定ですか。

○ 村長（新城繁正君） 当面、田嘉里区長のその後の事情を聴取いたしまして、事情によりましては水源地問題は再考しなければいけない事態も予想されますので、それと併わせて当該地区と話し合いもしなければいけないと思います。なるべく早く田嘉里の意向を聴取しましてそれに対応していきたいと考えております。

◇大宜味村内におけるダム建設の計画について

○ 1番（平良森雄君） 北部3村は沖縄の水がめとして大きな役割りを果していると思います。年々増大する水需要に北部ではダムが建設されこれからも計画があると聞いています。当然ながら本村においてもダム建設が計画されていると思いますが、水資源は本村にとって大事な資源です。ダム建設によって村民が不利にならないように有効に利用していかなければいけないと思いますが、本村内に何か所のダムが計画されていますか。それとその規模について聞いておきたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 文書で申し入れを受けている場所は、大保川上流ダム、同下流ダム、田嘉里ダム、平南ダムの4か所です。田嘉里ダムが堤高48.5m、堤体積69,000m<sup>3</sup>、総貯水容量2,050,000m<sup>3</sup>、有効貯水容量1,840,000m<sup>3</sup>、大保上流ダムが堤高62.0m、堤体積650,000m<sup>3</sup>、総貯水量5,900,000m<sup>3</sup>、有効貯水容量5,500,000m<sup>3</sup>、大保下流ダムが堤高59.5m、堤体積2,600,000m<sup>3</sup>、総貯水容量41,200,000m<sup>3</sup>、有効貯水容量40,000,000m<sup>3</sup>、平南ダムが堤高88.5m、堤体積2,470,000m<sup>3</sup>、総貯水容量12,700,000m<sup>3</sup>、有効貯水容量12,300,000m<sup>3</sup>です。

○ 1番（平良森雄君） これ等のダム建設についてどの程度の話し合いがなされていますか。

○ 村長（新城繁正君） 現在のところ村が相談を受けているのは予備調査の段階です。

○ 1番（平良森雄君） 大保川下流については広大な土地が水没していくと思います。これは本村のみならず東村の住民にとっても大きな問題だと思います。そういうことから大保川下流ダムについてはどのように対応していくお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） これにつきましては地元関係者といろいろ話し合いを進めていかなければいけませんし、村といたしましては村の総合的な振興を図るために河川をどう生ずかということはある程度専門的な立場からも検討をいただいて、保全と活用ということからある程度専門的な立場から考えていこうというのが現在の立場でございまして、目下それにつきまして内部調整をしながら県とも調整を図っているという段階ですので、その辺を十分

踏まえてその有効利用に考えていきたいというのが現在の段階です。

○ 1番（平良森雄君） 平南ダムが建設予定されているか所は本村が簡易水道施設を計画している付近ではないかと、もし計画どおりにダムが建設された場合に本村が投資している水道そのものが水没してしまうのではないかと懸念がありますが、その辺りは。

○ 村長（新城繁正君） 村としても予備調査をするのはダムを建設するという条件付きではないということですが調査は許可しているわけです。ところがその調査結果については全く報告がございませんで、どの程度どういう形になっているか確かめてみなければいけません、おそらくまだ調査中だと思っています。

私共は調査は許可していますが次の段階に入る前にその対応策を作っておかなければいかんのではないかとということで、村としては専門家の意見も拝聴して受けて立つという形で考えているわけですが、現水道は計画されたものですのでそれはそのとおりに進めて、その時点でもしダム建設の話が出た場合はその時点で事務所とも相談をして、本村の負担にならないように、又、その目的が途中でくつがえすことがないように十分対処していきたいと考えているわけです。

#### ◇交通安全対策について

○ 3番（宮城功光君） 村内において交通事故も8件で負傷者が10名、56年はですね。57年に死亡は2人出ている状況で関心を寄せるところであります。村当局は定期的に村内の危険か所の巡回を行なっているか。やっているとすればどのぐらいの範囲でやっておりますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 安全週間中は午前7時30分から村内を一巡しています。その範囲は国道、県道、村道、農道の殆んどを回っています。これは週間中でございますので年4回ぐらいという形になっているかと思えます。

○ 3番（宮城功光君） 交通安全週間の期間は当然やるべきですが、それ以外に定期的に巡回する必要があるか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 必要は感じております。事故が発生してから回るというのは行政の後手でございますので、そこには時間的な制約がありまして村民の要望に十分応えることが出来ないということは残念でございます。今後極力前向きな姿勢で住民の要望に応えるようにやっていきたいと思っています。

○ 3番（宮城功光君） 現在村内の危険か所は何か所かありますが、特にカーブミラーの設置が必要と思われる危険か所が多いと思います。村はこれに対して対策を講じていますか。特に大保部落の東側から県道9号線に出る所のカーブミラーの設置を再三要請したようですが、未だに設置されてないわけです。その件についてどう対処しているかお聞かせ願いたいと思います。

○ 総務課長（崎山勝正君） 村内の交通安全面に対する危険か所のチェックはしてありませんが、村道管理の担当課とも協議して安全対策を講じたいと思います。

大保からは以前に要請があったようですが、その要請か所は県道になっておりますので副申として県には出しておりますが県からの回答はございません。

それから他の区長あたりから要請があった場合には予算の範囲内で対応していくつもりでありまして今年におきましては田嘉里橋の所とマーランガー線に設置しております。

○ 3番（宮城功光君） 部落から要請がなければそういうものは難かしいと思うんですけども、村独自で担当の方を巡回の中で調査して設置する方向で進めていくお考えはないですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 今後検討いたしまして、住民の要望に応えられるような前向きな姿勢でやっていきたいと思っています。

◇停電時の窓口業務について

○ 11番（山川正行君） 現在、停電時にはコピーが出来ないということで窓口業務に支障を来していると思います。半日の停電ともなれば計画に狂いが生じて来ることも考えられます。又、議会運営にしても録音が出来ないなどありましたし、新しい議場になりますと構造上運営出来ない場合もあるのではないかと懸念もあるわけです。村民サービスという点から停電時にも業務に支障のないような自家発電の対策は考えられないものかどうか。

○ 村長（新城繁正君） この件について大分検討いたしました結果、長時間にわたっての停電があると、ご指摘のとおり村民サービス或いはその他の業務に支障を来すということで予算との関係もございしますが、努めて次年度へ向けてその改善を図っていくと考えています。

◇指定金融機関の設置について

○ 7番（宮里盛順君） 指定金融機関を設置することにより金銭の出納事務がはぶかれ、同時に安全性が確立し、税金等の納付の利便を図り、財政の確保及び出納事務の合理的な運営が期せられると思うが設置するお考えがあるかどうか。

○ 村長（新城繁正君） その件につきましては前から話が出ておりましてこういう仕組みにもっていった方がいいだろうという話にややまとまりつつあります。次年度からでも移行したいと考えております。

○ 7番（宮里盛順君） 次年度からでも移行したいということですので、行政改革の一部にもなろうかと思っておりますのでその実現を期してもらいたいと思います。

◇公有水面埋立について

○ 5番（宮城長雄君） 本村は公共事業を計画しても土地の確保が困難と思うが、公有水面を埋立して事業推進を図る考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） 現在のところ考えてございません。村の総合的な開発の面でそういうことがかかわって来れば、その時には考えていきたいと思っています。

○ 5番（宮城長雄君） 村営住宅とか公共事業をやる場合に農耕地が失れつつあります。本村の農業振興上にも悪影響を及ぼすのではないかと思います。その点についてどう思いますか。

○ 村長（新城繁正君） 事業等で農耕地等が潰れていくというのは確かにございますが、現在そのことによって農家の生産面にそれ程大きな影響はないんじゃないか、又、そこにそれ等の公共事業をやることによってそれ相応の効果があるのではないかと考えております。必要性が生じて来た場合にはその時点で検討していきたいと思っています。

#### ◇取水、ダム建設の見返りについて

○ 13番（松島重克君） 取水さすか、或いはダムを造らすかという問題の可否の決定。それに伴う見返りの折衝或いは確得については地元に一任するという方法を考えておられるのか。それ以外の方法を考えておられるのか。

○ 村長（新城繁正君） 取水関係は目下企業局と調整中であります。地元の意思というものも尊重してまいります。併せて村全般的な立場から加味して対応していくというのが村の考え方であります。

○ 13番（松島重克君） 前村政の場合は取水、或いはダム建設に当りましては、地元の意見を尊重すると、と言うことは地元が反対であれば反対の立場に立って村も協力すると地元が賛成であれば村当局も賛成の立場に立ってするという姿勢を示されているわけです。従来我々もそういう受け取り方をいたしております。あくまでも地元の考えが主道になるんだと、そして村当局がこれをバックアップするんだという考え方に立っております。又、現に取水の見返りについてはそうなっているのではないかと思います。そして見返りについても地元と関係官庁と折衝しておる。これからすると当然可否の決定及び見返りについては地元に一任という形になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 勿論、地元の意思は十分尊重しませんと事は運ばないと思いますので最終的には地元の意見が可否の決定になると、見返りにつきましても地元の意向も勿論尊重しますが、更に村としても地元から及ばない見返りを加えていきますということです。

○ 13番（松島重克君） それでは前村政を継承されるということですからこの面も前村政を継承されるお考えでありますか。

○ 村長（新城繁正君） 基本的にはそうでございます。資源の有効利用という立場から私共が考えていることが効率的でないというような総合開発の立場からそういう指摘がございました場合には、やはりその意見も尊重してそれについての議論も重ねて最終的には地元の

合意を取り付けた上で推進していくということでございます。

○ 13番（松島重克君） 取水関係の見返りは既にいくつかもう出ております。これも地元が直接関係官庁に折衝して獲得しておるといふ形なんですね。だから当局が見返りの件について意見をはさんでおらないというのが実情なんです。この点どうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 取水についての見返りは当然部落と企業局との間で村長の同意を得てという条件はありますが、それをそのまま村としては受けているわけです。その上に村は独自の見返りを提示しておりますということでございます。最終的には地元の意見を全部集約いたしまして、県なら県に上げてその中で調整を図っているというような実情でございます。

○ 13番（松島重克君） 今の答弁からいたしますと全く前村政を継承されているということになりますか。

○ 村長（新城繁正君） ですから基本的には変わってないんです。私は変わってないと思っています。

○ 13番（松島重克君） 変わっておらないということであるならば、取水、ダム建設の可否の決定及び見返りについてはやはり地元の考えが主道になって、折衝も地元が関係官庁と行なう。そして最終的な手続きは村を経由して決定するという従来のあり方になるのではないですか。

○ 村長（新城繁正君） 村と関係省庁とやっているわけですし、事前に地元と企業局の調整はあるわけですね。それを汲い上げてそれに村独自のものを加えまして企業局との間で調整をやっていると、これは従来もそのとおりでございます。

○ 13番（松島重克君） 関係地元にかかわる見返りについては村は区別されておる。そうしますと前村政でやっている可否の決定については地元に一任という形になるのではないですか。

○ 村長（新城繁正君） 部落と企業局との間で交されております念書などには前提として村長の同意があるものとしてというものがあるので、部落としては村長の同意を前提にして要求しているということになるわけです。ですから可否の決定をする場合には地元に関わなければいけませんので、結果的には地元の可否の決定があると考えてもよろしいかと思いません。

○ 13番（松島重克君） 表現のし方はいろいろあろうかとは思いますが、実質的には前村政を継承されておるといふようにも受け取ってもいいのではないかと思うんですがね。

従前どおりの当局の姿勢に変わりはないと受け止めてよろしいですか。

○ 村長（新城繁正君） そのとおりでございます。

○ 13番（松島重克君） 地元がその関係地元なりの見返りを取る。ところが村当局は村全体から出たところの見返りが当然だと考えておられる。取水の問題に対してもそのように伺っているわけです。村当局は全体的な面からの見返り、部落は関係部落としての見返り、両立での見返りを関係官庁に要求するという形になろうかと私は受け取っているんですが、こういう考え方でよろしいですか。

○ 村長（新城繁正君） そのとおりでございます。

○ 13番（松島重克君） 関係地元の見返りがうまくいってそれで決着がつけばいいわけですが、関係地元の要求が関係官庁が持っている枠を越える場合、或いは村当局が考えておられる見返りが関係官庁の枠を上回った場合、こういう点になりますと地元と村当局の要求が競合しないかと、当然その辺は調整ということが考えられるわけですが、地元としてより多くのものを取りたいということになろうかと思うんですね。地元の折衝が先ず先に行なわれると思います。こういう場合地元が獲得した見返り額をあくまで尊重して、その上の上乗せを村は見返りとして要求すると、こういう考えを村は採られるのではないかと、いろいろな考え方は出るとは思いますがこの辺はどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 取水している河川についても同様に取り扱うということに県も変わりましたので、おっしゃるように見返りにつきましては地元優先ということはこれまでもそのとおりでございますが、これから折衝する場合にもそのように折衝の重点において考えているわけです。

#### ◇村有林野の開発について

○ 12番（前田貞四郎君） 本村は自己財源も乏しく過疎化と高齢化で各小学校が複式にいきつつあることは村当局もご承知と思います。これは憂慮すべきことでありまして、村の総面積の90%以上を占める村有林野の活用こそが村の大きな政治課題と思うが、村長は今後の村有林野の開発方針を樹立しておるか。又、村有林野を開発し、花木、野菜等の特産地形成を図り農業後継者を育成していく考えはないか。

○ 村長（新城繁正君） 村有林野の開発が今後の大きな課題であるというご指摘ですが、それはそのとおりでございます。

それで村有林野をいかにして活用するかということでございます。これまでも払い下げ方式による活用がされているわけですが、村有林野をどのように活用していくかという具体的な方針はまだ持っておりませんが、先程申し上げました連絡協議会等の指導助言などを仰ぎながらこれからの村有林野をどのように開発していくか早目に方針は確立していきたいと考えているわけでございます。

それから特産地形成は当然考えているわけでしたし出来るだけ導入事業でもこういう形で村

有林野を有効利用していこうというような考え方、そこに農業を志す農業青年、青年といわなくても農業をやっていく村民であればどんどん取り入れていって後継者の育成につながっていくような方策を採っていこうというのが現在の村の立場でございます。

◇村内の水産業の振興について

○ 1番（平良森雄君） 本村は広大な周辺水域と有望な漁場に恵れながら漁港など漁業生産基盤整備の立ち遅れから漁業に従事する人が少なく、現在わずかな人達が細々と漁業で生計を立てているわけですが、その実態は大変厳しいようです。そういうことから水産業の振興は急務であると思います。

塩屋の漁港は何時頃出来るのか。その他にも村内に漁港が必要と思うがその見通しについて聞きたい。

○ 経済課長（仲村順三君） 7次計による漁港整備の中に塩屋漁港も含まれていまして、7次計で整備がされるものだと期待しているわけです。まだ具体的な漁港整備のスケジュールについて県から内容等についてお伺いしてないんですが、係の話からすると県としては59年度開始の予定だという返事がありまして、その後県の作業がどのように進んでいるのかお伺いしてないので、今のところ59年度頃から始まるのではないかというような期待をしている状況です。

その他には現在漁港計画はございません。

○ 1番（平良森雄君） 現在塩屋湾内でチヌやタマンの養殖が村内漁業者の手で行なわれていると聞いていますが、その成果についてお聞かせ願いたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） 年度当初大宜味村支部として計画はあるという話は聞いておりますが、成果については聞いておりません。その内容についてよく知っておりません。

○ 1番（平良森雄君） チヌ、タマンが試験的に2万匹養殖されているようで大きな成果を上げているようです。200カイリ時代に入り獲る漁業から栽培漁業に入り、そういう点から行政面からこれを積極的に推進していくお考えはないか。

○ 村長（新城繁正君） 確かにそのとおりでありまして、塩屋漁港の建設推進を図るかたわら養殖漁業も組合の皆さんと協力しながら育成をしていきたいと考えています。

○ 1番（平良森雄君） 塩屋湾内に特定漁業権が設定されているようですが、その特定漁業権は塩屋湾内の何処ですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 資料を持ってないので詳しく答弁出来ませんが、概略を申し上げますと現在ヒオギ貝を養殖している周辺、半崎の入り江、白石崎のモズク養殖していた一帯、その手前の地域、安根地先、辺土名高校の板敷原、その範囲に支部としてやっています。

○ 1番（平良森雄君） 湾内に4か所の特定漁業権の設定があると聞いています。62年国

体が塩屋湾内で開かれるだろうということですが、そうなるとこの漁業権の問題と大きくからんでくると、そういう意味から大きな問題になるだろうと、この辺りは十分配慮していただきたいと思いますが、この点について村長の見解をお聞きしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 漁業権が設定されれば海上使用も簡単には出来ないという話も聞いておりますので、その伺いが出た時点で組合の皆さんとも十分調整して競合しないと、こういう問題については特に気をつけていきたいと思っています。

#### ◇62年国体について

○ 3番（宮城功光君） 昭和62年第42回国体の夏季大会の漕艇会場として県としては塩屋湾を候補地として挙げていますが、その件についてどの程度の話があったかお聞かせ願いたいと思います。それに対して村長のお考えをお願いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 確かに県の国体準備事務局から漕艇会場に挙がってやや確定しているというのがこれまでの話でございましたが、去った金曜日に決裁はおりましたので電話で通知ありました。従いまして決定ということになっていると思います。それでいよいよ村長との協議に入るわけでございます。いずれ議会の皆様にも手続き上の問題でご審議をお願いするということになるかと思いますが、村といたしましては21日に漕艇協会の設立についての準備委員会を予定いたしております。村長としてはそれと併行して村といたしましても国体実行委員会等を態制作りをしなければいかんと思います。

○ 3番（宮城功光君） 国体の場合はその市町村が設備をしなければいけないということがあります。国体準備委員会の基本方針の中に施設整備計画の策定及び推進に当っては財政圧迫にならないように考慮しなければ出来ないというようにあります。この点について村長はどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 本村は財政的に大変貧しい村でございます。従いまして説明どおりその設備を地元負担だということがそのまま本村に適用されますと、とてもじゃあないが本村の力で対応出来かねます。と言うことは事務局にも申し上げております。村といたしましては基本的な施設、国体が終わったらそのまま元に戻るという形のものであれば誘致する意味も半減するということになりますので、努めてその会場が今後県や国を含めた漕艇のスポーツセンター的なものになればと願っているわけです。そうしますと基本的施設の分担関係も当然変わって来るわけですがこれから先県と調整を詰めていくと、なるべく村民の負担にならないように県に折衝していきたいと考えています。

#### ◇昼食時の窓口業務について

○ 11番（山川正行君） この件につきましては前にも提起して職員と話し合いの上で進めるとのことでしたが、今回長が変わりましたので改めて提起するものです。

昼休みを利用して諸証明の発行や手続き等が出来ますと村民にとって非常に便利になると  
思います。

長は幸い機構の改革もお考えのようでありますので、併せてこの件についても検討なさっ  
てはと思いますがいかがでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 質問のとおりでございます、現在の対応は十分とは申せません  
し、しかし、電話等で前もって依頼があります場合はそれに応えているというのが現状であ  
りまして、これは制度化ということになりますれば条例とかにかかわって来ますのでそう簡  
単にはいかないという感じもいたします。担当の課で対応しておりますがそれ以上のサービ  
ス方法があるか職員との話し合いもしながら考えていきたいと、村民サービスというのが私  
共の本務でございますのでその理にかなうように検討して善処していきたいと思ひます。

○ 11番（山川正行君） 機構の改革と同時に根本的な窓口の改善まで含めての改善が必要  
ではないかと思うわけですが、機構の改革と一緒に検討なさるといふふうに理解していいで  
すか。

○ 村長（新城繁正君） それも含めてでございます。

◇県企業局の平南川からの取水について

○ 2番（金城隆好君） 県企業局が平南川からの取水のために工事がやや完成して、現在  
放置されているように見受けるが県企業局とどのような契約がなされているかお聞きしたい。

○ 村長（新城繁正君） この件につきましては覚書きという形で56年1月31日に交わされ  
ているわけですが、ラバーダムは今機能されておりません。これは企業局との間で進めてお  
ります取水に関する総合的な覚書きと合意に達しなければこのダムも機能させませんとい  
うことで現在は村の権限で抑えています。

◇伝票式会計事務処理について

○ 7番（宮里盛順君） 近年、会計事務の迅速、確実、簡素、合理化を期するため伝票会  
計事務処理が公共団体でも導入しつつあります。行政改革が叫ばれている折こういう会計事  
務に移行する考えはないかどうか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 確かに伝票式会計事務は他の町村も積極的に導入しておりま  
して、この伝票式は財務規則等にのっとらなければいかんと思ひますが、まだ本村ではその  
規則等の整備はされておりませんがいずれ導入せざるを得ないだろうと考えております。

○ 7番（宮里盛順君） 必要性は答弁からすると認めておるようであります。転記事務が  
省れて監査もし易いというような話も聞いております。何時頃までにされる考えですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 先程も触れましたが、これは規則等とのからみもございま  
すので、先ず規則等を整備しなければ伝票会計の受け入れが出来ないのではないかと  
思ひます。

先ず規則の制定が急務と思いますがその規則の作業が始っておりませんので、何時からという明確なお答えは出来ません。早い時期にやりたいと思う。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時25分）

再 開（午後3時40分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇撤去命令について

○ 13番（松島重克君） 津波山の陶業関係者に村有地からの撤去命令が出まして、それに伴う陳情書が議会にまいりましてこの問題が議会で取り上げられたわけですが、この問題の早期解決ということで議会では過去2度決議しまして執行部に送られているわけですが、その当時の当局の議会での答弁、或いはその他のお話では行政の立場から撤去させて後他のことは考えたいという意味のお話を聞いていたわけですが、あれからかなりの時間が経過しておりますが、その後の状況とその処置はどうなっていますか。

○ 村長（新城繁正君） 議会からの再度にわたる長への善処方は確かに承っておりまして、これを早急に何等かの形で処置すべきだというふうに考えているわけでございます。前の議会では撤去命令については行政当局としては命令をするというのは正しいんだということで申し上げていたわけですし、この命令につきましては現在もなお変わってございません。その間に命令を受けました両君から11月12日付けで命令に対する57年3月27日に再度の命令が出されていますがそれに対しましての回答ということで文書で来ています。その内容は、私達は今日まで検討して来ましたがその内容について十分対応するに至っておりませんが、今後村当局と話し合いを続けたいと思っておりますので猶予期間を善処して下さいますようお願いいたしますという猶予願いとということでございます。それが出ましたのでそれを受けまして私は担当課一緒になりまして、この猶予願いについてどう対処するかということで話し合いをいたしまして、この内容からするとご本人達もその行為については十分了解したものと受け取られるし、いろいろ事情を考えますれば無理ない事であろうという判断に立ちまして、その願いを受け入れましょうということで12月13日付けで撤去命令に対する猶予願いについてと村長名で両名に回答してございます。

その内容は、いろいろ検討した結果撤去の期間を59年12月12日まで2年間猶予しようと、但しこれは短縮も或いは延長もありますと含めての協議であります。それに更にその期間内において村長がその土地をどうしても利用しなければならぬ事情が出た場合には村長の指示に従うようにというようにと条件を付けてございますが、このような形で村といたしましてはこの問題については現在の対応ということで進めているわけです。

○ 13番（松島重克君） そのような答弁からしますと撤去命令はまだ有効であると、猶予期間を設けたということは解決を先に延ばしたということになるのではないかと思うわけですね。議会が過去2度経緯を踏えて早急に善処されたいということは、こういう状況が長く続くと村が行政の立場としていろいろ難かしい問題が派生するのではないかということで議会としての意思を表明したわけなんです、今のお話では2か年延ばしたということで問題解決には至ってない感じがしますがね。これについて前から言っているいったん撤去させてからその後は考えるという考え方には変わりはないのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） そこはやきもの村構想を進めていく上で陶土の採土としての地域としてはどうしても確保すべきだというような考え方に立っておりますので、最終的にはその建物は撤去してもらおうと、それで撤去してもらう期間を願いによって2か年間は猶予しましょうという考え方に立っているわけですし、ですから兩人に対しては猶予期間中に撤去については履行するという含めての文書でございます。

撤去ということについては現在も変わってないということです。

○ 13番（松島重克君） 撤去命令は有効である。2か年の猶予期間は与えたと、そして従来から言っているいったん撤去させてからその後は考えるという考えに変わりはないようではありますが、これ等のことを相手側である関係者は十分理解しているのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 相手側である比嘉君と喜納君については理解していると思います。

○ 13番（松島重克君） ところで議会が憂慮していた事態が表われているわけです。議会がこの問題を早期善処されたいということ度を度々表明したのは、こういう問題からいろんな問題が波及するという心配があったために議会としての考えを表明したわけです。現に我々が憂慮していたことが表われているんですね。12月14日付けでまた新しい陳情書がまいています。同じ津波山の同業者から3人の名前而来しているわけですから当然これは当局にもいっていると思いますが、何故議会が早期に善処しなさいということを表明したのはこういう意味も含めたことを考えていたからなんです。非常に複雑な微妙な問題に発展した気がしています。今まで協力し合って陶業を発展させようというような人達が、この陳情書を見ますと仲間割れをしているという形になっているわけです。こういう状況を村長はどうお考えになっているかお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 確かに陳情書は村長あてにも届いております、ご指摘のような内容を拝見しておりますが大変残念なことであると同時に責任も感じております。

○ 13番（松島重克君） これは責任は十分お感じになっておられるかも分かりませんが、感じただけではいけない。対応策を早急に考えていただかなければいかんわけですね。

これは前の解決以上に難かしくなっているのではないですか。これについてどうお感じて

あるのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 村当局の処置の時間的な遅れ、或いは適正を欠いたということ等によって同業同志が相反して脱退したということにつきましては残念でありますし、そのまま放っておくというのはやきもの構想にもございますような事業の導入等を進めていく上で大きな障害だと思っておりますので、事情を十分聴取いたしまして、この問題についてはなるべく早く結論を見出ししていきたいと考えているわけです。

○ 13番（松島重克君） 今の答弁は従来からそのような考えで来られたらと思うんです。しかし、実行が伴わなかったわけなんですね。そして時間が経過し、新しい問題が起って来ているわけです。今回の定例会ではこの陳情書は提案されておらないわけですが、3月議会で当然出て来るだろうと思えます。そうしますと複雑な問題が出ますよ。役場の職員の名前も出ておりますよ。こういうこともある程度予想されたものですから経緯を踏まえて善処されたいと議会の考えを表明してあったわけですがね。どういように受け止められたか分かりませんが、我々議会としましてはこれは早急にこの問題を解決して、元のように関係陶業者が和気あいあいと本村の陶業発展のために手を取り合ってやっていただきたいと思っているわけなんです。

3月定例会でこれを取り上げて議題としてやってからでは当局は手遅れになりますよ。それまでに問題の解決と関係者の元の姿に戻すということに全力を挙げて当られる考えはありますか確認しておきたいと思えます。

○ 村長（新城繁正君） 問題が複雑で深いように受け取っております。これをそのまま放っておいては村の産業振興、或いは陶業者の育成の上でも大きな障害になることはもうはっきりしておりますので、村としてはその期間、ようするに猶予はしましたが取るべき処置、例えば条例の上でもいろいろ出て来ると思えます。そういうものを出来るだけ早目に整理をしたしまして、取るべき処置は出来るだけ早目に取っておくと、そして併行して組合の皆さんと対話を深めて双方が理解していただいてその処置が正しく受け取られて、双方の利害が相反しないように全力を尽したいと考えております。

○ 13番（松島重克君） これは申し上げておきますが、全力を挙げて解決に当たりたいとおっしゃっておられますが、余り時間はないと思えます。これを3月議会で取り上げますと行政の立場から責任を問わざるを得ないと思うんですよ。この新しい陳情あたりを見ますと職員名まで出ているんです。これは多分こういう会合なり話し合いに応じたのは個人の資格ではなかったと思えますよ。村の職員として対応しているとしか考えられない。そういうことからしまして3月議会までには我々がこの問題を取り上げる必要のない解決方に向ってもらわなければいけないと思えますが、念のためにこの問題に対する考えをもう一度お聞きし

ておきたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 精一杯努力をしてまいりたいと思っています。

◇農村環境改善センター周辺の整備について

○ 12番（前田貞四郎君） これは去年も取り上げたわけですが、ご承知のようにセンターが完成して2年近くなりますが、周辺の整備がなされてなく非常に殺風景である。防潮防風林の植樹も含めて早急に整備すべきと思うがそのお考えはないか。前村長は各部落に福木を割り当てして植樹するというもお考えになっていたようですが、それも含めて周辺の整備をどうする考えであるのか。

○ 総務課長（崎山勝正君） ご指摘のとおりでございますが、福木につきましては区長会で各部落2本程度の記念木として植えてもらいたいということで再三区長会を通じてやったわけですが、残念ながら3部落だけが植えております。それからクリーングリーンの事業といたしまして国道沿いに黒木を植えたわけですが、私共の管理の悪さにも原因はあると思いますが活着が悪く、そういうことで殺風景的なものになっており申し訳ないと思っております。ある程度の時間と予算をかけないと出来ないのではないかと考えております。58年度の予算でどうなるか分かりませんが要求して周辺整備に向けましては努力したいと思っております。

○ 12番（前田貞四郎君） 58号線沿いの国頭村や恩納村は竹で保護して苗を育てていますが、あれは国や県の補助で施工されていますが、そのようなものを調査されて、あのような施設をしてでも育てるべきではないかと思いますがどうですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 木を育てるというのは大切なことでありまして、そういう方策をしてでもやるべきであると考えております。そういうものに何かの補助等があるようでしたら調査してやっていきたいと思っています。

◇字大宜味喜納の生活用水用の予備ポンプの設置について

○ 1番（平良森雄君） この地域は現在水揚げポンプを使って各家庭への給水を行なっていますが、ポンプが1台しかなく故障すると大変困るわけです。過去においても3回程故障しているようでありまして。その度に修理のために4-5日断水を余儀なくされているということですので、早急に予備ポンプを設置していただきたいと思いますが、村当局の見解をお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） この件については当該区から文書も出てなく聞いてもおりません。これは構造改善事業で54年度に施工いたしまして管理は組合ということになっております。村といたしましては全然関係ないということではありませんが、こういうことは直接の管理下にはありませんので実態把握というのは難かしいわけなんです。十分実情を把握して管理

者とも意見調整をいたしまして対応を考えていきたいと考えているわけです。

◇辺土名高校敷地売却代金の使途について

○ 11番（山川正行君） 辺高敷地の売却代金が1億余本年度に入るわけですが、この敷地は先輩方の並々ならぬ努力によって求めた教育財産であり、教育的な関心が高ったからこそ確保出来、誘致も出来たものだと思います。

これだけの教育財産を処分して入金ですから、この際何等かの形で教育のために役立てるべきではないかという声がありますがいかがでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 議会からもいろいろありましたし、それと役場の事務量の増加に伴ないまして2階のホールまで使わなければいかんと、そうしますと事務室と議場が同居すると困るという実情で議場は別に造った方がいいのではないかという話が出まして、その財源を考えてみますと財産を処分したものは財産に充てたらということで、この用地売却代の大半が議場に回っているわけです。私共ご指摘のことについては当初十分な話し合いもしませんでしたし、教育向上のために使ったらというご提案はその当時は全く気づいてございませんで、こういう公有財産の売払いの結果出て来たものにつきましては十分検討しなければいかんと考えて、これからの参考にしたいと思っています。

○ 11番（山川正行君） 別のことに使ったにしても何等かの形で育英資金の増額は考えられると思いますが、これについての考えをお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 私共も育英事業は強化していかなければいけないものですので、財源を何とか検討して次年度あたりで強化策を図っていくということで目下検討しているところでございます。

◇村道の改良又は補強工事について

○ 7番（宮里盛順君） 村道平南線の入口からカーブまでの中間に道路肩が土造りでありまして、その傾斜が70から80度で車が道路端を通るとその重圧で崩れる危険な状態にありますが、そのために危険防止の標示がされております。そのか所を改良又は補強工事をする考えはないか。

○ 村長（新城繁正君） 私共も実情を把握しております。これは企業局の導水管を埋めたために道路が上ってそれだけ道路が狭くなったということです。企業局にも修復する義務があるということで話はしました。企業局は路面をならして舗装しようかという話もあったわけですが、これは路面拡張しなければいかんとということで待たせているわけです。三差路までは整備する必要があるだろうというように考えておりますが、これは補助事業としては難かしいようですので起債で対応するということになりましたが、もう少し検討させていただきたいと思うわけです。

◇中央幼稚園について

○ 13番（松島重克君） この問題の所管は教育委員会ですが長は調整権を握っておられますのでこの問題について長にお伺いしたいと思います。

教育委員会の方針として58年度に中央幼稚園を開設する計画になっているわけですが、この件について長のお考えをお聞きしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 確かに過疎計画が策定されました時点でそういう計画が出て来ているわけでございます。これ以後についてこの計画がどのようにどうしていきますということにつきましては、長に対する調整といのものは何もございません。

○ 13番（松島重克君） 過疎地域振興計画に乗せる時点で前村長との調整はついているわけですね。当然そういう計画を遂行していく上では前村長のこの計画を推進するために委員会に対して協力していかなければいけないと、計画に基づいてやはり財源の確保等考えなければいかんということになりはしないかと思うわけですがその辺はいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） この問題について大宜味、津波幼稚園の予算要求が出た時点で58年度中央幼稚園の計画があると、ところが両幼稚園ということではいろいろ事情聞きました。私共といたしましては現在の財政、或いは客観情勢からいたしますれば当初の計画の方が望ましいのではないかと考えているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時27分）

再 開（午後4時31分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 13番（松島重克君） 中央幼稚園の設置につきましては過疎地域振興計画にありますように当然委員会の方針であります。そして当時の長との調整もなされた上での計画であるわけです。なお、大宜味、津波幼稚園の設置に当りましては議会も58年度に中央幼稚園を設置するまでのつなぎとしての暫定措置としてという意見書を提出しているわけです。それを受けて当時の村長も暫定的に2園を置くという委員会との調整をした上で予算が計上されたと、これは事実であります。

これからしますと当然58年度開設に向ってそれなりの考えで長は委員会と予算あれこれについて調整に入っていたかなければいかんのではないかと思います、いかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 委員会に対しましては委員会としての意思を決定して長との調整を早目にしてくれと申し入れたいと考えているわけです。現在の段階では長に対する調整というのはないわけです。

○ 13番（松島重克君） 過疎地域振興計画に盛られている内容をご存知だと思います。た

だ、委員会の一部に私的な見解があるようであります。現在の4園をそのまま継続すべきだと、その方がいいのではないかという私的な見解があるようではありますが、あくまで委員会の現在の方針は58年度中央幼稚園設置の方針であります。

この過疎地域振興計画の見直しとかを長は現時点ではないと思いますが、念のためお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 直接の所管は委員会でございますので、委員会の意思を私は最大限に尊重したいという立場を取っています。

○ 13番（松島重克君） そういたしますともし委員会が過疎地域振興計画の見直しをするという場合は、長は手続きを踏んでやるというお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 計画の変更となれば議会との関係も出て来ますしこの件につきましては要請された段階で委員会の意思となれば、調整権が及ぶといたしましても委員会の意思を尊重するという立場を取りますので、総ての面を検討してこれに対応しなければいかんだろうと思っています。

○ 13番（松島重克君） 過疎地域振興計画は議会の議決を得ています。又県の振興開発計画に基づいて策定されております。

先程、村長も当初の計画がいいのではないかと申し上げておりましたが、当初計画というのは過疎地域振興計画だと受け取っているんですが、後から出来た2園の理由は58年度までのつなぎであるということは長はお分かりであるかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 暫定的な措置ということについて存じ上げてないんです。

○ 13番（松島重克君） 近い将来長のところに出て来ると思っています。従来からの経緯を十分掌握されておらないようでありますので、従来からの委員会の立場はどうであったか、議会がそれを受けてどのような処置をしたか、そして前村長は委員会とどのような調整を委員会としたかを十分掌握して、この問題に対応していかなければいかんと思っておりますが、そういう労を取られて来たるべきこの問題に対する準備をしていただけないかと思っておりますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 当然のことをご指摘されたわけですが、この件につきましては経緯を十分把握いたしまして、その面は早目に委員会と調整をいたしましてその事情の把握に努めたいと思っています。

#### ◇大宜味公民館増築に伴う補助について

○ 1番（平良森雄君） 大宜味公民館は共同店と同居して狭く本来の公民館活動の機能が十分に果せない状況です。

それで区としては2階に増築する計画をしておりますが、この2階へ増築する資金の援助

は出来ないものか。

○ 村長（新城繁正君） 従来公民館建設に係わる村の助成というのはこれまで何か所かあったわけでございます。ところが増改築についての例はないということでこれまでやってないわけです。村が同じ公民館に2回も助成するということが望ましいことかどうか十分検討しなければいかんと思います。今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○ 1番（平良森雄君） 内部の設備に対する援助は出来ないものか。お伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 内部施設にはどうかということですが、我々といたしましては助成というものを見直していかなければいかんだろうと、村が総て助成をすればならば一步誤れば総て村におんぶされると、自立意識が後退すれば大変なことになるので受益者はそれなりの負担をするというのが建前えであろうと思うわけです。

原則としては新築に対してはこれまでやっておりますのでやって、老朽化のものは事業導入によって優先的にやっていくという立場を取っていますので努めてそういうような姿勢で今後は対処していきたいと思っているわけです。

#### ◇老人医療費無料化の存続について

○ 11番（山川正行君） 来年2月から新しい老人医療制度が実施されますが、それによりますと患者の一部負担が導入されます。それで老人クラブや民主団体が中心になりまして老人医療の無料化制度の存続を求める運動が各地ですすめられています。

本村は全国的にも長寿の村として有名ですが、お年寄りを大切にしていける立場からも無料化の存続を考えるべきだと思いますがどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） これは老人保健法案が成立いたしておりまして2月から適用することになりますので、これを従来どおり存続せよということになりますれば法律が制定されたものを何とかせよということになるかと思いますが、これについては時期的に無理でないかという気がします。或いはその方法があるのかということについてはこれから十分研究しなければいけません、今のところはそういうふう在接受しているわけです。

○ 11番（山川正行君） 従来ある制度そのものを存続するということも考えられますが、更に財政問題などを含めて該当年齢の引き上げとか、或いは特定の人を指定するとか方法はあると思います。そういう意味で検討なさってはと申し上げているわけですがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 法律の枠内でそういうことが残されているとしますならば老人への負担をかけることは改めて欲しいということは賛成でありますので、私共としましてそういう運動には積極的に参加していきたいと思っているわけで、当面その内容について勉強していきたいと思っています。

○ 11番（山川正行君） この問題は財政的なこともありますので大変難しい問題だとは

思います。いろんな方面からも検討され県にも働きかけて存続に努力なさるとともに、又、市町村がいくらか負担をしてという形の存続というものもあるわけです。その面も含めて検討なさる考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） 実質的な存続ということになるかと思いますがこれは老人福祉という総合的なことから判断しなければいかんのではないかと、そうなりますれば簡単に結論を出せる問題ではないし、資料等を集めまして本村で負担が出来るのかどうかということ等十分実情を把握いたしまして検討していくことに話し合っている最中であります。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時55分）

再 開（午後4時56分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日予定の質問が終了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の予定の質問が終了するまで会議時間は延長することに決しました。

◇みかん等暴風対策の助成策について

○ 11番（山川正行君） ミカンコミバエが絶滅されみかん農家の方々は将来を大いに期待しているところでございます。そういう中で台風の多い沖縄で暴風対策が殆んど採られてない状況です。これはみかんだけではなく他の作物にも言えることだと思いますが、関係当局の助成指導が望まれるところです。そういう点から次のことについてお伺いいたします。暴風林に適した樹種を育苗して分けるとか、又、この防風林は何年か後にしか用を果さないわけです。そういう意味ではとりあえず防風対策が必要ですので、防風網による対策をやっている農家もあるようですがそれ等に対する助成策についてどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） ご指摘の事項について現在補助制度はないということでございます。そういたしますとそれをやるとなれば一般財源から持ち出すということになるわけです。村の基本的な考えといたしまして補助制度によるものはどんどんやりますが、ご質問の事項につきましては村として今のところ助成する考えは持っておりません。

○ 11番（山川正行君） この防風林の必要性については認めますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 農業関係の会合の度にこれは必要性を考えている状況でございます。

○ 11番（山川正行君）　そういうことである自治体では防風林に適した樹種を育苗して農家に分けているところもあるわけです。そういうことでどうかと申し上げているわけです。

○ 村長（新城繁正君）　財政的な負担ということが常に私共の頭の中にあるわけですが、村としましては県の林業試験場などの機関も大いに活用いたしまして、本村で困っている実情を訴えまして、もし県が対応出来れば私共としてはそういうものも積極的に活用していくという形は今後力を入れていかなければいけないと思いますし、特に農家の迷っておられることについては現地で指導して対処していきたいと考えています。

#### ◇保育問題について

○ 11番（山川正行君）　零齡児からの保育については私が前々から提案して参りましたが、いろいろ問題があつて実施されてないところであります。しかし、関係者からの強い要望がありますので財政的にも技術的にも問題はあろうかと思いますが、零齡児からの保育についてどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君）　保育所の機能を十分果そうと所信でも申し上げましたが、私の所信を受けまして担当課でも再度検討をしております研究もしておるわけですが、実際に現状を把握してみますと措置定数とのかね合いがあるということで、それ以上に入れてしまうとどちらかがあふれることになりかねないというようなことで問題をかかえているというのが担当課の説明を聞いています。

ですから現場の保育所と厚生課と十分検討して、どの方が保育所の適切な処置になるのかをもう少し時間をかけた上でやっていくのが妥当でないかと考えているところでございます。

○ 11番（山川正行君）　この件は大変難かしい問題のようです。しかし、これは関係者にとっては死活問題であり必要を痛感しているところであります。是非今後とも検討なさって努力してもらいたいと思います。

現在、全国的に学童保育の問題が取り上げられているわけですが、これは幼稚園、小学校低学年の放課後の事故が多くなっていることも含めて学童保育の必要性が叫ばれているようです。幼稚園とのかかわりも含めてこの学童保育について長はどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君）　現在の地域のケースを見ても深刻なものもあるとは思いますが、どうも私共が見ている範囲で全村的な緊急課題であるかということも私の目ではそう見ているわけですが、いずれにいたしましても大事にしなければならぬ時期でありますので、この面も零齡児の問題もありますが担当課も十分検討させまして、関係機関とも調整していきたいと思います。しかるべき措置が採られるべきだということになりますれば、そのようなことを皆さんとおはからいして速やかにその措置を講じていくということで対処していきたいと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終結いたします。  
休憩いたします。

休 憩（午後5時11分）

再 開（午後5時16分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。  
おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字等の整理については議長に委任することに決しました。

これをもって昭和57年第13回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後5時17分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（10番） 崎 山 喜 弘

署名議員（11番） 山 川 正 行